

奈良工業高等専門学校教務委員会規程

昭和42年12月21日制定

令和8年2月12日改正

(設置)

第1条 奈良工業高等専門学校に教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項等)

第2条 委員会は、次の事項について審議する。

- 一 教務に関する重要事項等。ただし、学生の休学（復学を含む。）及び退学の取扱いに関する事項は委員会の専決とする。
- 二 本委員会の所掌事項に係る点検・評価及び改善に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副校長（教育担当）
- 二 教務主事補（1名は一般教科から選出）
- 三 教育支援センター副センター長（図書担当）（以下「副センター長（図書担当）」という。）
- 四 一般教科から選出された専任教員2名及び専門各学科から選出された専任教員各1名。ただし、教務主事補又は副センター長（図書担当）である者が所属する一般教科又は専門学科にあつては、教務主事補又は副センター長（図書担当）である者をもって、その選出に代えることができる。
- 五 学生課長及び学生課課長補佐
- 六 教務担当事務職員のうち学生課長が指名する者

(委員の任期)

第4条 前条第四号の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員が生じた場合の後任の委員（前条第四号の委員に限る。）の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第一号の者をもって充てる。

(議長)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、学生課で行う。

附 則

この規程は、昭和42年12月21日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 奈良工業高等専門学校入試作業部会細則（平成22年11月10日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年2月12日から施行する。